訪問入浴サービス事業

事業	所	名	称					
事業	所	番	号					
自主	点	検	日		年	月	日	
記	入		者	職氏名				

あま市障がい福祉課

(1)前回の実地	指導		
(年	月	日)

(2)前回の実地指導時の指導・助言

前回の指導内容	改善事項

		確認項目	 自主点検	基準
_	r	日)2月日上7十十米		
1		職員の員数等 職種 職員数 看護職員 介護職員		指定居宅サービス 等の事業の人員、 設備及び運営に関 する基準45条
	2.	管理者 管理者氏名 兼務状況(兼務種類) 職名		指定居宅サービス 等の事業の人員、 設備及び運営に関 する基準46条
		※直近月の管理者及び職員の勤務形態一覧表を添付してください。		
П		西宮に関すること 内容及び手続きの説明及び同意 利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該申請者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該申請者の同意を文書にて得ているか。 ※重要事項の内容 運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の窓口等	いる・いない	(準用)第5条
		※重要事項説明書、契約書等の関係書類を添付してください。		
	2.	契約支給量の報告等(1) サービスを提供するときは、事業者及び事業所の名称、サービスの内容、契約支給量、契約日等の受給者証記載事項を利用者の受給者証に記載しているか。	いる・いない	(準用)第6条
		(2) 契約支給量の総量は、受給者証に記載されたサービス支給量を超えていないか。	いる・いない	
		(3) 契約の締結、変更及び終了時に受給者証記載事項その他必要な事項をあま市に対し遅滞なく報告しているか。	いる・いない	
	3.	提供拒否の禁止 正当な理由なくサービスの提供を拒否したことがあるか。 ※ある場合、直近1年間で その理由	ある・ない	(準用)第7条

確認項目	自主点検	基準
4. 連絡調整に対する協力		(準用)第8条
あま市又は相談支援事業者等が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	いる・いない	
5. サービス提供困難時の対応		(準用)第9条
利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合、他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じている	いる・いない	
か。 ※講じている場合、直近1年間の事例をあげてください。		
6. 受給資格の確認		(準用)第10条
受給者証により受給資格を確認しているか。	いる・いない	
※確認事項ア 支給決定の有無 イ 支給決定の有効期間ウ 支給量 エ 利用者負担上限月額		
7. 利用申請に係る援助		(準用)第11条
利用者の意向を踏まえ、速やかに利用申請が行えるように必要な援助を行っているか。	いる・いない	
※必要な援助 ア 支給決定を受けていない場合には、利用申込者の意向を 踏まえて代行申請を行うか、申請を促す。		
イ 更新の申請は、あま市の標準的処理期間を考慮して援助 する。		
8. 心身の状況等の把握		(準用)第12条
利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療、福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	いる・いない	
9. 指定障害福祉サービス事業者等との連携等		(準用)第13条
(1) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行っているか。	いる・いない	
(2) あま市、他の指定障害福祉サービス事業者、他の保健医療サービス、福祉サービスとの密接な連携に努めているか。	いる・いない	
(3) サービス提供の終了に際して、利用者又は申請者に対し適切な援助を行っているか。	いる・いない	

	自主点検	基準		
10. サービスの提供の記録 サービスを提供した際 必要な事項を、提供の たことについての確認・	いる・いない	(準用)第14条		
(確認方法				
11. 利用者負担額等の受領(1) サービスを提供した際額の支払を受けている(2) 上記(1)以外の他の費	か。	ま市が定めた利用者負担	いる・いない	第52条
内容	単価	内容	単価	
(3) 上記(2)の費用に係る サービスの内容及び費 同意を文書にて得てい	用について文書	こ当たっては、あらかじめ にて説明を行い、申請者の	いる・いない	
12. サービスの取扱方針				第50条 第51条
(1) 利用者の身体の清潔係 者の状態に応じて適り		もの維持に資するよう、利用	いる・いない)JV = 1/JV
(2) 提供するサービスの質か。	の評価を行い、常	だにその改善を図っている	いる・いない	
		の心身の状況、希望及びそ ービスを適切に提供して	いる・いない	
(4) サービスの提供に当た 者又はその家族に対し やすいように説明してい	、サービスの提供	でに行うことを旨とし、利用 は方法等について、理解し	いる・いない	
(5) サービスの提供に当た 介護技術をもってサー			いる・いない	

確認項目	自主点検	基準
(6) サービスの提供は、一回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行い、その者のうち1人を当該サービス提供責任者としているか。	いる・いない	
※利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障が生ずるおそれがないと認められる場合において、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。		
(7) サービスの提供に用いる設備、器具、その他の用品を使用する際は安全及び清潔の保持に留意し、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。	いる・いない	
13. 緊急時等の対応		(準用)第18条
サービスの提供を行っている際に、利用者に病状の急変が生じた 場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じ ているか。	いる・いない	
【 ※緊急時の対応方法(事例なしの場合も記載)		
14. 申請者に関する市町村への通知		(準用)第19条
利用者が偽りその他不正な行為によって給付金の交付を受け、又 は受けようとした際は、遅滞なく、意見を付してその旨をあま市に通 知しているか。	いる・いない	
15. 管理者の責務		(準用)第20条
(1) 管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理 を一元的に行っているか。	いる・いない	
(2) 管理者は従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及 び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨 を指導しているか。	いる・いない	
(3) 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	いる・いない	
(4) 管理者は、サービスの利用申込みに係る調整、従業者に対する技 術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。	いる・いない	
16. 勤務体制の確保等		(準用)第22条
(1) 適切なサービスが提供できるよう勤務体制を定め、以下の項目を満たす従業者の勤務表を事業所ごとに作成しているか。	いる・いない	
ア 原則として月ごと イ 日々の勤務時間 ウ 職務の内容 エ 常勤、非常勤の別		

確認項目	自主点検	基準
(2) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保している	いる・いない	
※実施状況(直近1年間)		
実施日 対象者 内容		
17. 秘密保持等		(準用)第25条
(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	いる・いない	(+/1,//,1,20)
(2) 利用者又はその家族の秘密保持のために必要な措置を講じているか。	いる・いない	
※必要な措置の例 誓約書の提出など		
(3) 他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族から同意を得ているか。	いる・いない	
※提供件数 件 (直近1年間)		
18. 情報の提供等		(準用)第26条
(1) 利用者の適切かつ円滑な利用のため、実施事業内容に関する情報の提供に努めているか。	いる・いない	
(2) 広告内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。	いる・いない	
※パンフレット等があれば添付してください。		
19. 利益供与等の禁止		(準用)第27条
(1) 相談支援事業所もしくは他の地域生活支援事業、指定障害福祉 サービスの事業者等に、利用者又は申請者に対して、当該事業者 を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与し ていないか。	いる・いない	
(2) 相談支援事業所もしくは他の地域生活支援事業、指定障害福祉 サービスの事業者等から、利用者又は申請者を紹介することの対 償として、金品その他財産上の利益を収受していないか。	いる・いない	
20. 苦情解決等		(準用)第28条
(1) 苦情処理のために必要な措置を講じているか。※必要な措置ア 相談窓口 イ 処理体制の整備ウ 重要事項説明書への記載 エ 掲示等	いる・いない	
(2) 苦情の内容を記録しているか。	いる・いない	

確認項目		自主点検	基準
(3) あま市が行う調査等及び検査に協力 受けた際は、必要な改善を行い、求と ているか。	といる・いない		
21. 事故発生時の対応			(準用)第29条
(1) 事故等が発生した場合は、あま市、 必要な措置を講じ、また原因を解明し るか。	いる・いない		
(2) 事故等の状況及び事故に際して採っるか。	った処置について、記録してい	いる・いない	
(3) 事故等の状況及び事故に際して採っ 支援事業者事故等報告書によりあま		いる・いない	
(4) 賠償すべき事故が発生した場合には いるか。	は、損害賠償を速やかに行って	いる・いない	
※損害賠償保険の加入の有無 ※直近1年間の事故発生状況	有 ・ 無		
事故の概要	処置	再発防止対策	4
※「事故防止マニュアル」又は「事故	対応マニュアル」等がある場	合には、添付してくた 「	ごさい。
 22. 会計の区分			(準用)第30条
事業所ごとに経理を区分するとともに 計とその他の事業の会計を区分して		いる・いない	
23. 記録の整備			(準用)第31条
(1) 従業者、設備、備品及び会計に関す	る諸記録を整備しているか。	いる・いない	
(2) 利用者に対するサービスの提供に関 ス提供した日から5年間保存している		いる・いない	
※記録内容 ア サービスの提供記録 イ 苦情の内容等の記録 ウ 事故の状況及び事故に際して採			
IV 変更の届出等		いる・いない	あま市要綱第4条
変更があったとき、変更届出書により ※変更届けの内容 ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務 ウ 代表者の職・氏名及び住所 エ 申請者の定款、登記事項証明 オ 事業所の管理者氏名及び住 カ 従業者の配置 キ 運営規程			